

令和七年度
名寄市立大学
一般選抜 後期日程

小 論 文 問 題

試験時間 一〇時〇〇分～一一時三〇分（九〇分）

*受験上の注意

- ① 指示があるまで開いてはいけない。
- ② 指示に従って、静粛に行動すること。
- ③ 机上には、受験票、HBの黒鉛筆またはシャープペンシル（シャープペンシルの芯はケースから取り出したもの）、消しゴム、鉛筆キャップ、鉛筆削り、時計、眼鏡、目薬、ハンカチ、ティッシュペーパー（袋・箱から取り出したもの）以外、不要な物は置かないこと。
- ④ 質問、用便その他、特に必要のある場合は静かに手を挙げ、指示を求めること。
- ⑤ 不正を行ったものは試験を中止し、以後の受験資格を失うものとする。

次の文章を読み、あとの問に答えなさい。

海外にしばらく住んだことがある。飛行機で海をよこぎり、目当ての町に着いて、引越し荷物の整理や住民登録などの手続きも済んで、ほっと一息ついたとき、とてつもない自由を感じた。さあ、あしたは何をするか？ だけれども何も強制されない。命じられない。ぜんぶじぶんが決めればよいことなのである。おなじような自由は、入学試験や期末試験が終わってふと空白の時間ができたときにも、たぶんだれもが感じてきたはずだ。けれども、それはそう長くは続かない。じぶんを締めつけてきたものがもうなんの拘束力ももたなくなってしまうと、まるで気が抜けたように、こんどは自由のほうが色褪せてくる。自由か不自由かわからないような、半端な、虚ろな気分になって、こんどは退屈しはじめる。自由とはなんともやっかいなものだ。

自由とは、それがもっとも忌避するもの、つまりはなんらかの強制や拘束が同時にないと、実感も想像もできないものなのだろうか。それとも、この虚ろさこそ、人びとが自由を満喫していると思いつ込んでいる、あるいは思い込まされている社会が孕む「虚偽意識」のようなものなのだろうか。

さきほど、「だから何も強制されない。命じられない。ぜんぶじぶんが決めればよいことなのである」と書いた。ここに、「自由」という概念の二つの面がすでに現われている。

自由とは、まず、他からなんの強制も干渉も受けていない状態、なんの拘束も圧力もかけられていない状態のことである。自由とは、さらに、何かをじぶんの意志でおこなうことである。自由のこの二つの面は、しばしば、「くからの自由」と「くへの自由」として対比される。「消極的自由」と「積極的自由」として対比されることもある。

強制や干渉、統制や拘束、命令や圧力の不在。そういう意味での「自由」は、たとえば規定演技と自由演技、定型詩と自由詩、管理貿易と自由貿易という言い方のなかにも見られる。表現や行動を制限する定まった枠がないこと、あるいは管理や監視の不在という意味である。

しかし、このような意味での「自由」を最後まで貫徹するのはむずかしい。わたしには他からのなんの干渉や拘束もなく思うままに行動する自由がある、つまり他者によるわたしの自由の侵害を許さないということをわたしが主張するとき、それが他者たちに承認されるためには、他者もまたおなじ主張をすることを認めなければならないからだ。その主張はそのままこんどはわたしにも降りかかってきて、わたしは他者の自由を侵害

しないように自己抑制する必要が生じるからだ。そう、自由の自己抑制である。

デイヴィッド・D・ラファエルがその著『道徳哲学』（野田又夫・伊藤邦武訳）のなかであげているたわいもない例を借りれば、深夜にじぶんの部屋でエレクトリック・ギターを弾くことはわたしの自由である。が、それは隣人の安眠を妨げる。このとき、わたしの自由の発現は他者の自由を阻害する。だからわたしはわたしの自由を制限しなければならぬ……。つまり、とラファエルは言う。「完全なる社会的自由は、人々が互いに全く関係をもつことがないのでない限り、自己矛盾である」。そこでわたしは音量を下げるか、耳にレシーバーをつけるなりして、他者の自由を侵害しないようにみずからの行為を制限しなければならない。ふたたびラファエルを引けば、「すべての者にとつての完全な自由は、誰にとつても自由の効果がほとんどないことを意味する」のであつて、その自由が効果を発揮するためには、それはあるていど制限されたものであるほかない。不自由のないまっつき自由とは虚構である。人びとが「自由のはきちがえ」を口にするときも、言われているのはこの虚構のことだろう。古今の政治理論は、こうしたなかで、「他人にとつても同量の自由が両立できるような、可能な限り最大の自由」を擁護する道を模索してきた。自由に制限はなくてはならないが、その制限はできるかぎり少ないものでなくてはならない、と。

もう一つの「自由」についてはどうだろうか。強制や拘束、干渉や圧力の不在という以上の意味を「自由」に込めるこの考え方は、「思いどおりに」「好きなように」するのが自由であるという考え方をまずは否定する。「思いどおりに」「好きなように」というのがほんとうの自由を意味するのかと、問いを投げかけるのだ。

「思いどおりに」「好きなように」というのは自由の見かけをもっているが、じつは自由の反対物、つまりは「欲望」への隷属ではないかと問う。おのれのなかの制御不能な「欲望」に動機づけられて行動が決定されるとき、行動はまさにこの制御不能な「欲望」という必然に縛られている。「思いどおりに」「好きなように」というのは、それじたいが束縛の一つの形態である。

『へひとの現象学』 鷺田清一著 ちくま学芸文庫 二〇二〇年より）

問 自由について、あなたが考えることを八〇〇字以上一〇〇〇字以内で述べなさい。